

札幌市保養センター駒岡の管理に関する改定協定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市老人休養ホーム条例（昭和 48 年条例第 51 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 1 月 9 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下「乙」という。）が締結した札幌市保養センター駒岡の管理に関する協定（以下「協定」という。）及び令和 3 年 1 月 25 日付けで締結した札幌市保養センター駒岡の管理に関する協定書の改定協定（以下「改定協定」という。）に関し、甲と乙は、協定第 27 条、第 38 条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第 1 条 原協定書第 18 条第 1 項中「金 380,590,000 円」を、「金 401,590,000 円」に改める。

第 2 条 原協定書第 18 条第 2 項の表を次のとおり改める。

回数	請求時期	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 回目	4 月	19,029,500 円	19,029,500 円	19,029,500 円	19,029,500 円	19,029,500 円
2 回目	7 月	19,029,500 円	19,029,500 円	19,029,500 円	19,029,500 円	19,029,500 円
3 回目	10 月	19,029,500 円	19,029,500 円	19,029,500 円	19,029,500 円	19,029,500 円
4 回目	1 月	19,029,500 円	19,029,500 円	19,029,500 円	19,029,500 円	19,029,500 円
5 回目	2 月	21,000,000 円	—	—	—	—
計		97,118,000 円	76,118,000 円	76,118,000 円	76,118,000 円	76,118,000 円

第 3 条 改定協定書第 1 条中「金 380,590,000 円」を「金 401,590,000 円」に、「375,698,000 円」を「金 396,698,000 円」に改める。

第 4 条 改定協定書第 2 条中表を次のとおり改める。

回数	請求時期	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 回目	4 月	19,029,500 円	18,723,750 円	18,723,750 円	18,723,750 円	18,723,750 円
2 回目	7 月	19,029,500 円	18,723,750 円	18,723,750 円	18,723,750 円	18,723,750 円
3 回目	10 月	19,029,500 円	18,723,750 円	18,723,750 円	18,723,750 円	18,723,750 円
4 回目	1 月	19,029,500 円	18,723,750 円	18,723,750 円	18,723,750 円	18,723,750 円
5 回目	2 月	21,000,000 円	—	—	—	—
計		97,118,000 円	74,895,000 円	74,895,000 円	74,895,000 円	74,895,000 円

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 3 年 2 月 24 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区大通西 19 丁目 1-1
社会福祉法人札幌市社会福祉協議会
代表者 会長 福迫 尚一

